

**コロナワクチン** 新型コロナワクチン接種は8月末まで  
(令和5年春開始接種)  
問医療保健課 ☎(082) 420-0936

8月末まで、次の人に対しオミクロン株対応ワクチンの接種を実施しています。

対象者	オミクロン株対応ワクチンを接種できる回数	
65歳以上	1回	
12～64歳	基礎疾患患者・医療従事者など	1回
	いわゆる健康な人	接種できません
5～11歳	基礎疾患患者	1回
	いわゆる健康な人	5月7日以前にオミクロン株対応ワクチンを未接種の方は1回
6か月～4歳	—	

※9月開始予定の「秋開始接種」では、初回接種を終了した5歳以上の全ての人が1回接種できます。  
※初回接種（1・2回目（乳幼児は1～3回目））は引き続き実施します。  
予約・接種券発行に関するお問い合わせ／  
市コールセンター（毎日8:30～18:00）  
☎0120-022-894



**募集** 職員などを募集しています

職名	勤務地	資格	勤務時間・報酬など	申し込みなど	申し込み・問い合わせ先
文化財専門職員	市教育文化振興事業団	募集要項を確認	7時間45分×週5日 月額197,400円（その他の手当あり） 埋蔵文化財に関わる発掘調査、遺物の整理、報告書の刊行、普及業務その他一般事務	申込書、エントリーシート、受験票などを郵送または持参	市教育文化振興事業団 ☎(082) 424-3811
交通指導員	御園宇、板城西、乃美尾、上黒瀬、中黒瀬、入野、風早	なし	小学生が登校する日の早朝1時間 時給1,212円（制服などの貸与あり。社会保険、雇用保険なし。公務災害補償あり） 小学校通学路での街頭指導、交通安全教室での指導など	市販の履歴書（写真貼付）を提出	交通安全対策室 ☎(082) 420-0400
小・中学校臨時教諭・講師（非常勤）	市立小・中学校	教員	職種により異なる	市販の履歴書（写真貼付）と教員免許を持参	
看護師（年休などの代替）	市立小学校	看護師	1日7時間45分（学校長の依頼する日） 時給1,212円（その他の手当あり） 身体障害のある児童に係る健康安全に関する対応・事務など	市販の履歴書（写真貼付）と看護師免許を持参	学事課 ☎(082) 420-0975
保育士（フルタイム）	市立保育所・認定こども園	保育士	7時間45分×週5日 月額190,756円（期末手当あり）	市販の履歴書（写真貼付）と保育士証のコピー（保育士）、看護師免許のコピー（看護師）を持参	保育課 ☎(082) 420-0934
加配保育士（パートタイム）		保育士	4時間×週5日 月額90,267円（期末手当あり）		
加配保育士（年休代替）		保育士	週20時間未満 時給1,074円		
看護師（フルタイム）		看護師	7時間45分×週5日 月額197,451円（期末手当あり）		

**給付金** 価格高騰緊急支援給付金  
(家計急変世帯)  
問臨時特別給付金コールセンター ☎0120-780-125

令和5年1月以降に予期せず収入が大きく減少した世帯を対象に、1世帯あたり3万円の給付金を支給します。  
対 令和5年度住民税課税世帯で、令和5年1月以降に予期せず収入が大きく減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯の世帯主  
※令和5年度価格高騰緊急支援給付金（非課税または家計急変世帯）を受給した世帯は対象外  
申 申請書と添付書類を臨時特別給付金相談窓口または郵送で提出  
添付書類／収入見込額申立書、収入状況を確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書、給与明細など）、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）、受取口座を確認できるもの（通帳、キャッシュカードなど）  
※詳細はお問い合わせください。  
締 11月30日（木）※消印有効



**募集** 市職員採用試験（第2回）を次のとおり実施します  
問申職員課 ☎(082) 420-0909 ✉hgh200909@city.higashihiroshima.lg.jp

応募する人は、職種、応募資格を確認し、申し込みをしてください。  
受験案内は市ホームページに掲載しています。  
日 9月17日（日） 場 広島大学総合科学部  
締 8月16日（水） 申 電子申請（市ホームページから）



正職員（令和6年4月1日採用予定）

職種	人数	応募資格
一般事務 A [一般行政事務に従事]	14人程度	昭和63年4月2日～平成16年4月1日生まれの人 (令和6年4月1日現在で20歳以上35歳以下)
一般事務 B [一般行政事務に従事]	1人程度	平成16年4月2日～平成18年4月1日生まれの人 (令和6年4月1日現在で18歳以上19歳以下)
一般事務 C (障害のある人) [一般行政事務に従事]	2人程度	次のいずれかの手帳などの交付を受けている人で、昭和53年4月2日～平成18年4月1日生まれの人（令和6年4月1日現在で18歳以上45歳以下） ア 身体障害者手帳 イ 療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医もしくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳
一般事務 S (職務経験者) [実務経験に応じて、一般行政事務に従事]	4人程度	民間企業、官公庁などでの実務経験が令和5年6月末日時点で5年以上ある人で、昭和53年4月2日以降に生まれた人 (令和6年4月1日現在で45歳以下)
情報 (職務経験者) [実務経験に応じて、ICT活用施策やDX推進の企画提案をはじめとする、一般行政事務に従事]	1人程度	民間企業、官公庁などでのICT活用施策やDX推進に関する実務経験が令和5年6月末日時点で5年以上ある人で、昭和53年4月2日以降に生まれた人 (令和6年4月1日現在で45歳以下)
土木一般 A [公共土木、農業土木に関する測量、設計、施工、監督等の業務に従事]	3人程度	昭和63年4月2日～平成16年4月1日生まれの人 (令和6年4月1日現在で20歳以上35歳以下)
土木一般 B [公共土木、農業土木に関する測量、設計、施工、監督等の業務に従事]	3人程度	平成16年4月2日～平成18年4月1日生まれの人 (令和6年4月1日現在で18歳以上19歳以下)
建築一般 A [建築確認事務、建築工事に係る設計、施工、監督等の業務に従事]	1人程度	昭和63年4月2日～平成16年4月1日生まれの人 (令和6年4月1日現在で20歳以上35歳以下)
技師一般 S (職務経験者) [実務経験に応じて、各分野の技師として、測量、設計、施工管理、工事監督等の業務に従事]	3人程度	民間企業、官公庁などでの土木、建築、電気、機械、化学または環境に関する実務経験が令和5年6月末日時点で5年以上ある人で、昭和53年4月2日以降に生まれた人 (令和6年4月1日現在で45歳以下)
保健師 [主に保健指導、衛生教育等の業務に従事]	1人程度	平成6年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人または令和6年3月末日までにその資格を取得する見込みの人 (令和6年4月1日現在で29歳以下)
保育士 [保育所等で乳幼児等の保育業務に従事] ※幼稚園教諭資格を併せて有する人は幼稚園に配属される場合もあります。	7人程度	平成6年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人または令和6年3月末日までにその資格を取得する見込みの人 (令和6年4月1日現在で29歳以下)
消防士 A [消防、救急等の業務に従事]	3人程度	平成10年4月2日～平成14年4月1日生まれの人 (令和6年4月1日現在で22歳以上25歳以下)
消防士 B [消防、救急等の業務に従事]	2人程度	平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの人 (令和6年4月1日現在で18歳以上21歳以下)

保険税の納税通知書を郵送しています

7月14日付で、世帯主宛てに郵送しています。年度途中で世帯主を変更した場合は、前の世帯主と現在の世帯主の両方に通知が届くことがあります。

納税義務者は世帯主です

保険税は世帯ごとに課税します。世帯主が国民健康保険（国保）の加入者ではない場合でも、世帯に国保の加入者がいれば、納税義務者は世帯主になります。

保険税の決め方

保険税額は、基礎分、後期高齢者支援金等分および介護納付金分の合算で課税されます。それぞれ、加入者の前年の所得に基づく所得割額と、均等割額および平等割額の合計で算定します。

区分	税の対象	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分(40歳以上65歳未満)
所得割率	所得額に対して	6.62%	2.44%	2.07%
均等割額	加入者1人あたり	27,950円	10,288円	10,605円
平等割額	1世帯あたり	18,294円	6,563円	5,182円
課税限度額		65万円	22万円	17万円

保険税（令和5年4月～令和6年3月）の納付方法

普通徴収／口座振替または納付書で、1年分を8回に分けて納付。納付書は、市内に本支店のある金融機関やコンビニ、PayPay、PayBで利用できます。

特別徴収／年金からの差し引きによる納付

※世帯主が65～74歳で一定条件を満たす場合

（年齢以外の条件は市ホームページに掲載）。

※口座振替を希望する人はお問い合わせください。

年度途中で国保に加入・脱退したときは・・・

年度途中で加入したときは、資格を取得した月分から保険税を算出します。国保を脱退したときは、その月分から保険税は不要となります。

※1期あたりの金額は1か月分の保険税額と一致しないため、脱退した後も納税額が残る場合があります。

次の場合は、保険税が軽減されます

【前年の総所得金額等が一定額以下の世帯】

均等割額・平等割額の軽減割合／7割・5割・2割  
※加入者や世帯主が所得申告をしていない場合は、軽減が適用されません。所得がない人や扶養されている人も所得申告が必要です。

【世帯員が国保から後期高齢者医療制度に移行し、国保被保険者が1人になる世帯（単身世帯）】  
基礎分と後期高齢者支援金等分の平等割額／5年間は半額、その後3年間は4分の1軽減

未就学児に係る均等割額は減額されます

未就学児（平成29年4月2日以降生まれ）に係る均等割額の2分の1が減額されます（申請不要）。世帯の総所得金額等に応じた軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額の2分の1が減額されます。

非自発的失業者に対する保険税の軽減制度

勤務先の倒産や解雇など非自発的に失業した人で、雇用保険を受給する人は、申請により保険税が軽減されます。離職日時点で65歳未満であることが条件です。

次の場合は、申請により保険税が減免されます

【天災、失業など特別な事情があるとき】

各納期限の前日から起算して7日前までに要申請  
【後期高齢者医療制度への加入に伴い被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった65歳以上の人】  
所得割額／全額免除、均等割額／2年間半額

※対象者のみで構成される世帯は、平等割額も2年間半額（次年度以降手続き不要）。

他の健康保険への加入等による国保の脱退手続き

職場の健康保険などに加入したときや、その被扶養者になったとき、市外に転出するときは、国保の脱退手続きが必要です。手続きをしないと保険税が課税されたままになり、督促状が届くことがあります。

住宅や事業所への太陽光発電設備などの設置に対する補助制度を新設します。

受付開始時期が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします（8月頃を予定）。

※補助金申請は必ず工事着工前に行ってください。交付決定前に着工した場合、補助金は交付できません。

住宅向け太陽光発電設備の設置補助制度

市内の自宅に新たに設置する太陽光発電設備の補助を開始します。



補助金額	補助率
最大5万円/kW ※市の定める人口減少地域は、最大7万円/kW	機器購入費・設置工事費等の補助対象経費の3分の1以内

事業者向け再エネ・省エネ設備の導入補助制度

市内に事業所を置く事業者などを対象に、再生可能エネルギー設備と省エネルギー設備の補助を開始します。



補助対象設備	補助金額	補助率
①太陽光発電設備	最大5万円/kW (上限100万円)	機器購入費・設置工事費等の補助対象経費の3分の1以内
②蓄電池	最大5万円/kWh (上限100万円)	
③高効率空調設備	最大50万円	機器購入費・設置工事費等の補助対象経費の2分の1以内
④高効率照明設備(LED)		

※①～④の全てに対し、一部条件を満たした場合は、補助総額を1,000万円に引き上げます。

企業立地に関する助成制度

【企業立地促進助成制度】

工場などの設置に伴い取得した償却資産に係る固定資産税相当額を助成します。

※対投下固定資産総額が3,000万円以上であることほか

助成制度概要	
工場等設置助成金	3年間、固定資産税納付相当額を助成
施設整備更新助成金	3年間、固定資産税納付相当額の30%を助成（操業開始から10年以上経過した工場などに限る）
雇用助成金	市内に住所を有する新規雇用常用従業員1人あたり20万円（従業員が障がい者の場合20万円を加算）を助成

【産業用地環境整備助成制度】

工場などの設置に伴う土地の造成やインフラ整備に係る費用の一部を助成します。

対象経費・助成額	
対象経費	①既存建物などの撤去費②インフラ整備費（電気ガス・上下水道の引き込みなど）③敷地内進入路の整備費④土地の造成に係る費用
助成額	助成率／対象経費の最大50% 助成額／最大1億円 ※開発許可等を伴わない場合は5,000万円

先端設備等導入計画の認定

設備投資にあたって先端設備等導入計画の認定を受けた場合、固定資産税などの特例措置を受けることができます。

※中小企業等経営強化法第2条第1項に定める中小企業者であることほか

対象設備・特例率	
対象設備	投資利益率が年平均5%以上向上することが見込まれる次の設備 ①機械装置 ②工具 ③器具備品 ④建物附属設備
特例率・期間	①従業員への賃上げ表明なしの場合 3年間、課税標準を2分の1に減免 ②従業員への賃上げ表明ありの場合 最大5年間、課税標準を3分の1に減免



企業立地促進助成制度



産業用地環境整備助成制度



先端設備等導入計画